

地球環境局総務課研究調査室

1．事業の概要

平成20年8月に施行された「宇宙基本法」でも、国民生活の向上・人類社会の発展等に資する人工衛星の利用、国際協力等の推進が重要とされている。こうした背景の下、本事業では、地球環境分野における衛星データ利用の状況・ニーズ、国際的なデータ利用の実態等を把握すると共に、それら結果を踏まえ、今後の環境行政部局における効果的・効率的な地球観測衛星データ利用の促進を図る。

2．事業計画

衛星運用機関等が有する衛星観測データを利用した、各種の地球環境分野（温室効果ガス濃度、越境大気汚染、海洋汚染、森林破壊、沿岸浸食、海水面積等）のプロダクト作成可能性について調査する。また、環境行政部局における衛星データ利用ニーズを把握した上で、作成したプロダクトの環境施策の実施等への利用可能性について検討・精査する。

以上の結果をとりまとめ、環境行政における積極的な衛星データ利用に関するガイドラインを作成し、地球環境分野における衛星データ利用の普及・促進を図る。

3．施策の効果

国民生活の向上等に資する観点から、環境行政施策の実施等における衛星データの利用促進が期待される。

4．備考

事業費 12百万円

衛星による地球環境観測データ利用の促進

平成14年6月 総合科学学術会議「今後の宇宙開発利用に関する取り組みの基本について」(議長: 内閣総理大臣) 地球環境監視を**今後10年間の宇宙開発利用の重点化三分野の一つ**とする。
平成20年8月 「宇宙基本法」施行 国は国民生活の向上等に資する**人工衛星の利用に関する施策**を講ずるものとする

地球観測衛星データを利用した地球環境監視

- ・温室効果ガス濃度、そのフラックス
- ・大気汚染(光化学オキシダント)、黄砂
- ・海洋汚染、海面水位、沿岸浸食、海氷面積
- ・森林破壊、氷河湖形成 等

衛星運用機関等

- ・衛星観測データの利用した
プロダクト作成状況

実態調査

環境行政部局

- ・衛星観測データ利用ニーズ

調査・衛星データ
利用可能性精査

国外

- ・衛星観測データの環境行政への利用状況

国際調査

環境省

衛星データ利用促進費

- 衛星観測データを利用した、各種分野のプロダクト作成可能性の調査
- 環境行政部局における衛星観測データ利用ニーズの把握、プロダクトの施策への利用可能性の検討・精査
- 環境行政における衛星観測データ利用ガイドラインの作成

環境行政施策の実施等における衛星観測データの利用促進